

様式第九号（第十一条関係）

第 号		(表 面)			
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日 令和 年 月 日			
※市区町村 進 達 令和 年 月 日 第 号		※市区町村 再進達 令和 年 月 日			
<u>児童扶養手当資格喪失届</u>					
(ふりがな)		証 書 号	第 号		
氏 名					
住 所	東御市				
受給資格が なくなった 理 由	イ ロ () ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル () ヲ () ワ () カ ()				
理由が発生 した日	令和 年 月 日				
上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 令和 年 月 氏名 _____ 東 御 市 長 殿					
※※通知 令和 年 月 日 第 号					

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。

◎字は楷書ではっきり書いてください。

注意

1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。

なお、ロ、ル又はワを囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ) から (ツ) までの文字でかっこ内に記入してください。また、ヲを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヲに掲げるところにより、(1) から (8) までの数字でかっこ内に記入してください。

(裏 面)

イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。

ロ 手当を受けている人が次の(イ)から(ツ)までのどれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

- (イ) 国民年金(老齢福祉年金を除く。)
- (ロ) 厚生年金の年金
- (ハ) 船員保険の年金
- (ニ) 恩給
- (ホ) 国家公務員共済組合の年金
- (ヘ) 条例による地方公務員の年金
- (ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金
- (チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金
- (リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金
- (ヌ) 国会議員互助年金
- (ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金
- (ヲ) 執達吏の年金
- (ワ) 旧令による共済組合等から年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
- (カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給付金
- (ヨ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当
- (タ) 労働者災害補償保険の年金
- (レ) 国家公務員災害補償制度の年金
- (ソ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
- (ツ) 地方公務員災害補償制度の年金

ハ 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。

二 児童が手当を受けている母以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。

ホ 児童が死亡した。

へ 児童が日本国内に住所を有しなくなった。

ト 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

チ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。

リ 児童が父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。)と生計を同じくするようになった。

ヌ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様に事情にある場合を含みます。以下同様です。)したりして、児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)に養育されるようになった。

ル 児童が父又は母の死亡によって支給される口の(イ)から(ツ)までのどれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

ヲ 児童又は手当をうけている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される次の(1)から(8)までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。

- (1) 労働基準法による遺族補償
- (2) 国会議員方による災害補償
- (3) 船員法による遺族補償
- (4) 災害救助法による遺族扶助金
- (5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与に应急措置に関する法律による遺族補償
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付
- (7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付
- (8) 証人等に被害についての給付に関する法律による遺族給付

ワ 父に支給される口に(イ)から(ツ)までのどれかに該当する公的年金の額の加算に対象となった。

カ 次の(イ)から(チ)までのどれにも該当しなくなった。

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父が死亡した児童
- (ハ) 父が令別表2に定める程度の障害の状態にある児童
- (ニ) 父の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎して児童
- (チ) 母が婚姻によって懐胎したかどうか明らかでない児童